

三重県認知症施策推進計画の 策定について

令和7年9月10日

三重県医療保健部長寿介護課

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

令和5年6月14日成立、令和6年1月1日施行

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって**認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進**

2.基本理念

- ①全ての**認知症の人**が、**基本的人権**を享有する個人として、**自らの意思**によって日常生活・社会生活を営むことができる。
- ②国民が、**正しい知識・正しい理解**を深めることができる。
- ③認知症の人にとって生活の**障壁**となるものを**除去**することにより、認知症の人が、**社会の対等な構成員**として、**地域で安全・安心・自立した日常生活**を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して**意見を表明する機会**及び社会活動に**参画する機会**の確保を通じて**その個性と能力を十分に発揮**することができる。
- ④ 認知症の人の**意向**を十分に**尊重**しつつ、**良質かつ適切な保健医療福祉サービス**が切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が**地域**において**安心して日常生活**を営むことができる。
- ⑥ **共生社会の実現に資する研究等を推進**するとともに、認知症等に係る**予防、診断・治療、リハビリテーション、介護方法、社会参加の在り方、社会環境の整備等**に関する研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり等**各関連分野**における**総合的な取組**として行われる。

認知症施策推進基本計画の概要

【位置付け】 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

前文／Ⅰ 認知症施策推進基本計画について／Ⅱ 基本的な方向性

- 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
 - 認知症の本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

Ⅲ 基本的施策

- 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

Ⅳ 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- 評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

Ⅴ 推進体制等

- 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

国の認知症施策推進基本計画 重点目標・評価指標

国資料

重点目標・評価指標

重点目標	プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
①国民一人一人が「新しい認知症観」を理解している	- 地域の中で認知症の人と出会い、その当事者活動を支援している地方公共団体の数 - 認知症サポーターの養成研修に認知症の人が参画している地方公共団体の数	- 認知症希望大使等の本人発信等の取組を行っている地方公共団体の数 - 認知症サポーターの養成者数及び認知症サポーターが参画しているチームオレンジの数	- 認知症や認知症の人に関する国民の基本的な知識の理解度 - 国民における「新しい認知症観」の理解とそれに基づく振る舞いの状況
②認知症の人の生活においてその意思等が尊重されている	- ピアサポート活動への支援を実施している地方公共団体の数 - 行政職員が参画する本人ミーティングを実施している地方公共団体の数 - 医療・介護従事者等に、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修を実施している地方公共団体の数とその参加者数	- 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる認知症の人の意見を反映している地方公共団体の数 - 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる家族等の意見を反映している地方公共団体の数	地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると考えている認知症の人及び国民の割合
③認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができる	- 部署横断的に認知症施策の検討を実施している地方公共団体の数 - 認知症の人と家族等が参画して認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及び関連指標（KPI）を設定している地方公共団体の数 - 医療・介護従事者に対して実施している認知症対応力向上研修の受講者数	- 就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している地方公共団体の数 - 認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数 - 製品・サービスの開発に参画している認知症の人と家族等の人数 - 基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町村の数 - 認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数	- 自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合 - 地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合 - 認知症の人が自分らしく暮らせると考えている認知症の人及び国民の割合 - 認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると考えている認知症の人の割合
④国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できる	国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業に係る計画の数	国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業の数	国が支援・実施する、認知症に関する研究事業の成果が社会実装化されている数

認知症施策推進基本計画

令和 6 年 12 月

この計画は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 65 号）第 11 条第 4 項の規定に基づき、国会に報告するものである。

目 次

前文	1
I 認知症施策推進基本計画について	4
II 基本的な方向性	5
III 基本的施策	7
1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等	7
2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進	8
3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等	11
4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護	12
5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等	13
6. 相談体制の整備等	16
7. 研究等の推進等	17
8. 認知症の予防等	18
9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施	19
10. 多様な主体の連携	19
11. 地方公共団体に対する支援	20
12. 国際協力	20
IV 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等	21
V 推進体制等	26
1. 都道府県計画・市町村計画の策定等について	26
2. 基本計画の見直しについて	28

介護保険事業（支援）計画

- 地域ごとに介護保険サービスの見込み量を定め、保険給付及び地域支援事業の円滑な実施を確保するために策定
- 介護サービスの見込み、定員総数、介護予防・重症化防止等の取組み等について記載
- 計画期間は3年

【示されるべき施策】：
介護保険給付・地域支援事業の
枠内の施策

- ・ 介護サービス基盤の整備
- ・ 介護人材の確保
- ・ 介護事業所の運営 等

【重複する内容】

- ・ 高齢者の現状
- ・ 住まいの確保
- ・ 社会参加 等
(高齢者全般)

認知症施策推進 都道府県・市町村計画

- 認知症に関し、地域が目指すビジョンや目標に向けて各種施策を推進するために策定
- 認知症の人と家族等の暮らしに関する地域の全ての取組について記載
- 計画期間は概ね5年程度（基本計画における期間。都道府県・市町村計画については各自治体で定める）

【示されるべき施策】：
広範な「認知症施策」

- ・ 若年層への普及啓発、学校教育
- ・ 認知症バリアフリー
- ・ 雇用の継続
- ・ 意思決定支援、相談体制整備
- ・ 認知症医療提供体制
- ・ 災害対策
- ・ 消費者保護 等

医療計画

都道府県・市町村
地域福祉支援計画

都道府県・市町村
老人福祉計画

連携・連動

都道府県・市町村の総合計画、健康関連計画、子育て関連計画、教育関連計画、都市再生・交通計画、防災関連計画等の都道府県・市町村における各種計画

概念図 都道府県・市町村 認知症施策推進計画

出典：都道府県・市町村向け 認知症施策推進計画策定の手引き
「共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく認知症施策のあり方に関する調査研究事業」

三重県認知症施策推進計画の策定について

令和7年9月

長寿介護課

1 背景等

- ・令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、令和6年12月には、同法に基づく国の認知症施策推進基本計画が策定されました。
- ・同法において、都道府県および市町村は、国の基本計画を基本とし、都道府県の実情に即した認知症施策推進計画を策定する（努力義務）とされました。
- ・国の基本計画では、都道府県計画の策定にあたり、介護保険事業支援計画等の既存の行政計画と一体のものとして策定することは差し支えないとされています。

2 三重県認知症施策推進計画の策定について

- ・本県の認知症施策は、第9期三重県介護保険事業支援計画・第10次高齢者福祉計画（計画期間：2024～2026年度）に記載されています。
- ・国の基本計画は、2024年12月から2029年度までの概ね5年間を対象とする計画となっています。そこで本県の三重県認知症施策推進計画は、前記の高齢者福祉計画における認知症施策を包含する計画として策定します。
- ・本計画の策定にあたり、認知症施策推進会議等の有識者会議において意見を聴取するとともに、高齢者福祉専門分科会において、策定に向けた審議を行っていきます。

3. 計画策定方針について

- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法の目的および国の認知症施策推進基本計画をふまえ、認知症の人や家族等の意見を聴いて計画を策定します。

4. 策定スケジュール（予定）

令和7年6～8月	認知症に関するアンケート調査
8月	三重県高齢者福祉専門分科会
9月	三重県認知症施策推進会議
10月	常任委員会（骨子案）
11月	三重県高齢者福祉専門分科会
12月	常任委員会（中間案）、パブリックコメントの実施
令和8年1月～2月	三重県高齢者福祉専門分科会
3月	常任委員会（最終案）

◆参考 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

◆ 国の認知症施策推進基本計画における基本的施策

- ① 認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ⑤ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥ 相談体制の整備等
- ⑦ 研究等の推進等 ※
- ⑧ 認知症の予防等
- ⑨ 認知症施策の策定に必要な調査の実施 ※
- ⑩ 多様な主体の連携 ※
- ⑪ 地方公共団体に対する支援 ※
- ⑫ 国際協力 ※

(※ 国を中心に推進する施策・・・⑦⑨⑩⑪⑫)

三重県認知症施策推進計画（骨子案）

基本的施策ごとの「施策の目標」および「重点目標」

1. 認知症の人に関する県民の理解の増進等

共生社会の実現を推進するための基盤である基本的人権及びその尊重についての理解を推進する。そのうえで、「新しい認知症観」の普及が促進されるよう、認知症の人が発信することにより、県民一人一人が認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深めること

2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の増進

認知症の人の声を聞きながら、その日常生活や社会生活等を営む上で障壁となるもの（ハード・ソフト両面にわたる社会的障壁）を除去することによって、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らせる社会環境を確保していくこと

3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等

認知症の人が孤立することなく、必要な社会的支援につながるとともに、多様な社会参加の機会を確保することによって、生きがいや希望をもって暮らすことができるようにすること

4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるように、認知症の人への意思決定の適切な支援と権利利益の保護を図ること

5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

認知症の人が、居住する地域に関わらず、自らの意向が十分に尊重され、望む場で質の高い保健医療及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく利用できるように、地域の実情に応じたサービス提供体制と連携体制を整備し、人材育成を進めること

6. 相談体制の整備等

認知症の人や家族等が必要な社会的支援につながれるように、相談体制を整備し、地域づくりを推進していくこと

7. 認知症の予防等

認知症の人を含む全ての国民が、その人の希望に応じて、「新しい認知症観」に立った科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにすること、また、認知症の人及び軽度の認知機能の障害がある人が、どこに暮らしていても早期に必要な対応につながることを図ること

計画期間中に達成を目指す重点目標等

1. 県民一人一人が「新しい認知症観」を理解していること

2. 認知症の人の生活において、その意思等が尊重されていること

3. 認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができること

認知症の人及び家族等の意見を反映した認知症に関する計画の策定

○共生社会の実現を推進するための認知症基本法が目指す共生社会の実現に向けては、基本法の前文のとおり、国民一人一人が「新しい認知症観」に立つこと、認知症の人と家族等と共に施策を立案、実施、評価すること、認知症の人が地域生活における様々な場面で感じている希望や課題等に視点をおいて、保健医療介護福祉関係者はじめ関連する分野の関係者等が連携して取り組むことが重要である。

○そこで、基本法に関連した現状・課題認識、必要な支援・施策等把握することを目的として、本人、家族、医療・介護従事者、県民を対象とし認知症に関するアンケート調査を実施する。

<調査内容>

質問項目は、以下の調査研究事業を参考に、国の認知症施策推進基本計画の重点目標1～3にかかるアウトカム指標が把握できるようにする。

*参考とした資料

株式会社日本総合研究所が令和5年度に実施した「令和5年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「認知症施策のあり方に関する調査研究事業」の本人、家族、専門職向け調査

調査対象	調査方法	設問数	有効回答数 (見込)	回答数 R7.8月1日時点
認知症の本人	聞き取り	16問	400人以上	調査中
認知症の本人の家族	郵送アンケート	17問	100人以上	調査中
医療・介護従事者	WEBアンケート	14問	600人	1,179人
県民	E-モニターアンケート	14問	1,000人	1,000人

三重県認知症施策推進計画

(骨子案)

令和8年〇月

三 重 県

目 次 （案）

第 1 章 計画策定の基本方針

- 1 策定の趣旨
- 2 計画のめざすべき方向性
- 3 策定のための体制
- 4 計画の評価について
- 5 関係計画間の整合・調和

第 2 章 認知症高齢者の現状と将来推計

- 1 高齢者数と高齢化率の推移
- 2 認知症高齢者の将来推計

第 3 章 基本目標及び施策体系

- 1 計画の基本目標
- 2 施策の柱

第 4 章 具体的な取組

- 1 認知症の人に関する県民の理解の増進等
 - （１）学校教育における認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める教育の推進
 - （２）社会教育における認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める教育の推進
 - （３）認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開
- 2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
 - （１）認知症の人が自立して、かつ、安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等
 - （２）移動のための交通手段の確保
 - （３）交通の安全の確保
 - （４）認知症の人にとって利用しやすい製品・サービスの普及促進
 - （５）事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の普及促進
 - （６）民間における自主的な取組の促進
- 3 認知症の人の社会参加の機会の確保等
 - （１）認知症の人自らの経験等の共有機会の確保
 - （２）認知症の人の社会参加の機会の確保
 - （３）多様な主体の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等

- 4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
 - (1) 認知症の人の意思決定支援に関する指針の普及促進
 - (2) 認知症の人に対する分かりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供の促進
 - (3) 消費生活における被害を防止するための啓発
 - (4) 虐待防止の取組
- 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
 - (1) 専門的な、又は良質かつ適切な医療提供体制の整備
 - (2) 保健医療福祉の有機的な連携の確保
 - (3) 人材の確保、養成、資質向上
- 6 相談体制の整備等
 - (1) 個々の認知症の人や家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするための体制の整備
 - (2) 認知症の人や家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援、関係機関の紹介、その他の必要な情報の提供
- 7 認知症の予防等
 - (1) 予防に関する啓発・知識の普及・地域活動の推進
 - (2) 地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備、認知症及び軽度の認知機能の障害に関する情報提供

第5章 計画の目標指標

- (1) 重点目標の基本的な考え方
- (2) 関連指標の基本的な考え方
- (3) 関連指標の活用

第6章 推進体制等

- (1) 推進計画の見直しについて

参考資料

参考資料 用語解説

三重県認知症施策推進計画期間における重点目標等

推進計画の重点目標の基本的な考え方は、国の認知症施策推進基本計画における重点目標等を踏まえて、次のとおり重点目標１～３を設定します。

- 共生社会の実現を推進するための認知症基本法が目指す共生社会の実現に向けては、前文のとおり、国民一人一人が「新しい認知症観」に立つこと、認知症の人と家族等と共に施策を立案、実施、評価すること、認知症の人が地域生活における様々な場面で感じている希望や課題等に視点をおいて、保健医療介護福祉関係者はじめ関連する分野の関係者等が連携して取り組むことが重要である。

【重点目標１】

県民一人一人が「新しい認知症観」を理解していること

【重点目標２】

認知症の人の生活においてその意思等が尊重されていること

【重点目標３】

認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができること

（関連指標の基本的な考え方）

- 重点目標の達成に向けては、認知症施策の効果を評価するための関連指標（以下「K P I」という。）を設け、K P Iに基づく評価を踏まえた認知症施策の立案の見直しを行っていく。
- K P Iの設定に当たっては、
 - (1) 県計画における認知症施策の立案、実施、評価におけるプロセス（認知症の人の参画状況、分野横断的な関係者との取組状況等）等により多面的に把握するという観点【プロセス指標】
 - (2) 重点目標に資する認知症施策の実施状況等を把握するという観点【アウトプット指標】
 - (3) 認知症の人や家族等の認識、あるいは国民の認識を確認することを通じて、共生社会の実現状況を把握するという観点【アウトカム指標】から認知症施策の推進に取り組む必要があり、これらに照らして計画期間中の認知症施策の効果を評価するためのK P Iを以下の表のとおり設定する。
- なお、(3)の観点を踏まえた指標は、認知症の人を含め県民一人一人が支え合い、安心して歳を重ねることができる共生社会の実現に近づいているか等、認知症の人や家族等、また県民の認識を意識調査等を実施し、直接把握するこ

ととする。他方、この指標については、認知症施策の効果が認識の変化に表れるまでには長期間掛かると考えられることから、(3)だけでなく、相対的に短期的な観察指標となる(1)、(2)の観点を踏まえた指標により、認知症施策の効果を評価することとする。

- また、以下の表に設定するK P Iについては、今後、国において具体的な調査方法やK P Iに基づく認知症施策の評価の在り方が検討され、改めて設定された場合はその関連指標を踏まえて、設定することとする。

【重点目標 1】

県民一人一人が「新しい認知症観」を理解していること

プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
・地域の中で認知症の人と出会い、その当事者活動を支援している市町の数 ・認知症サポーターの養成研修に認知症の人が参画している市町の数	・認知症希望大使等の本人発信等の取組を行っている市町の数 ・認知症サポーターの養成者数及び認知症サポーターが参画しているチームオレンジの数	・認知症や認知症の人に関する県民の基本的な知識の理解度 ・県民における「新しい認知症観」の理解とそれに基づく振る舞いの状況

【重点目標 2】

認知症の人の生活においてその意思等が尊重されていること

プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
・ピアサポート活動への支援を実施している市町の数 ・行政職員が参画する本人ミーティングを実施している市町の数	・認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる認知症の人の意見を反映している市町の数	・地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると考えている認知症の人及び県民の割合

・医療・介護従事者等に、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修を実施している市町の数とその参加者数	・認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる家族等の意見を反映している市町の数	
--	---	--

【重点目標 3】

認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができること

プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
・部署横断的に認知症施策の検討を実施している市町の数 ・認知症の人と家族等が参画して認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及びK P Iを設定している市町の数 ・医療・介護従事者に対して実施している認知症対応力向上研修の受講者数	・就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している市町の数 ・認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数 ・基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町の数 ・認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数	・自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合 ・地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合 ・認知症の人が自分らしく暮らせると考えている認知症の人及び県民の割合 ・認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると感じている認知症の人の割合